

産業建設常任委員会委員長報告

(令和2年12月24日)

産業建設常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要とその結果を報告いたします。

まず、**第1号議案、令和2年度亀岡市一般会計補正予算（第6号）**の本委員会所管分ではありますが、その主な内容は、

- ・ **農林水産業費**では、亀岡牛のブランド推進に取り組み、安全で安定した供給を維持するため、食肉センターの施設整備に要する、畜産振興関係経費の増額補正。
- ・ **商工費**では、新型コロナウイルス感染症の拡大により、地域経済への影響が長期化しているため、地域経済の活性化策として、市内対象店舗でのキャッシュレス決済利用者に対し、利用額に応じたポイント還元事業の実施に伴う、商工業振興対策経費の増額補正。
- ・ **土木費**では、災害時の避難経路や通学路における安全対策など、市道の改良や維持に要する、道路維持経費及び土地区画 整理関連事業費の増額補正。
- ・ **災害復旧費**では、令和2年7月の豪雨災害で、被害を受けた農業用及び林業用施設における復旧事業費の増額補正。
- ・ また、公の施設の管理に係る、指定管理者の指定について、

債務負担行為を設定するものであります。

採決の結果は、全員をもって**原案可決**すべきものと決定しました。

なお、商工業振興対策経費に係る、「キャッシュレス・ポイント還元キャンペーン」の実施に当たっては、多くの市民に参加していただくような仕組みをしっかりと作ってほしいとの意見がありました。

次に、**第6号議案、令和2年度亀岡市水道事業会計 補正予算（第2号）及び、第7号議案、令和2年度亀岡市下水道事業会計 補正予算（第1号）**は、職員の給与に関する条例の改正及び、人事異動などによる職員人件費等の精算見込みに伴い、減額補正するとともに、水質検査業務等の経費及び、年谷浄化センターの汚泥運搬等の経費について、債務負担行為を設定するものであります。別段異論なく、採決の結果は全員をもって**原案可決**すべきものと決定しました。

次に、**第15号議案、亀岡市林業センター条例を廃止する条例の制定**は、林業センターを、令和3年3月31日をもって廃止することに伴い、条例を廃止するものであり、別段異論なく、採決の結果は全員をもって**原案可決**すべきものと決定しました。

次に、**第 16 号議案、亀岡市水道用水 供給事業 給水条例の制定**は、南丹市への水道用水の供給に関し、料金その他、必要な事項を定めようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は全員をもって**原案可決**すべきものと決定しました。

次に、**第 25 号議案、亀岡市土づくりセンターに係る指定管理者の指定、第 26 号議案、亀岡市農業公園に係る指定管理者の指定、第 27 号議案、亀岡市食肉センターに係る指定管理者の指定、及び、第 28 号議案、亀岡市都市公園（33箇所）に係る指定管理者の指定**は、いずれも、それぞれの公の施設の管理に関して、指定管理者を指定しようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は全員をもって**原案可決**すべきものと決定しました。

次に、**第 29 号議案、財産の無償譲渡**は、林業センターについて、林業振興の拠点施設として、亀岡市森林組合に無償譲渡しようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は全員をもって**原案可決**すべきものと決定しました。

次に、**第30号議案、土地改良事業（災害復旧事業）の施行**は、令和2年7月豪雨により、被害を受けた農業用施設の災害復旧事業を実施しようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は全員をもって**原案可決**すべきものと決定しました。

次に、**第31号議案、町の区域及び名称の変更（蕪田野町・亀岡中部地区 佐伯換地区）**は、国営緊急農地再編整備事業に伴い、亀岡中部地区 佐伯換地区において、蕪田野町の一部の区域及び名称を変更しようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は全員をもって**原案可決**すべきものと決定しました。

次に、**第32号議案、町の区域の設定並びに町の区域及び名称の変更（大井町及び蕪田野町）**は、土地区画整理事業の施行に伴い、大井町の一部の区域について、町名を大井町並河四丁目とし、大井町及び蕪田野町の一部の区域について、町名を大井町並河五丁目及び六丁目とすること、並びに大井町の一部の区域及び名称を変更しようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は全員をもって**原案可決**すべきものと決定しました。

以上、簡単ではありますが本委員会の報告といたします。

○キャッシュレス・ポイント還元キャンペーンを実施

一般会計補正予算（第6号）可決（全頁賛成）

・商工業振興対策経費
1億627万5千円

増額

このキャンペーンは、新型コロナウイルスの感染拡大により落ち込む市内の経済を活性化させるため、市内での消費促進とキャッシュレス決済の推進を目的に実施する。

期間中に市内の対象店舗で、対象の決済事業者でのキャッシュレスによる支払いをすると、支払い金額の最大10%のポイントが付与される。1回の買物で上限千円、期間中最大1人3千円が上限となる。

期間は、令和3年2月1日から令和3年2月28日まで。今後、市の広報紙やSNS等で情報発信していく。ま

た、キャッシュレス決済未導入の店舗については、加入手続きの手助けを行う。

【主な質疑】

問 市内にキャッシュレス決済を導入している店舗はどのくらいあるのか。

答 大手の決済事業者ならば、約700店舗ある。

問 キャッシュレス決済未導入の店舗や市民に対して、導入や利用をどのように促していくのか。

答 未導入の事業者には、決済事業者と協力して、店舗を回り、しっかりと説明する中で、通常ならば3週間ほどかかる手続きを、直接その場で登録できる体制を整える。また、市民に対しては、サポート窓口を設ける予定である。